

## 【津山市公立大学設置可能性調査業務】

企画提案（公募型プロポーザル）実施要領

平成29年5月

津 山 市



## 津山市公立大学設置可能性調査に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、「津山市公立大学設置可能性調査業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名称 津山市公立大学設置可能性調査業務
- (2) 業務内容 別紙「津山市公立大学設置可能性調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から平成30年3月20日まで

### 3. 見積上限額

12,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

### 4. 実施形式

公募型プロポーザル

### 5. スケジュール

- 平成29年5月22日（月）公募開始（ホームページ）
- 平成29年5月31日（水）午後5時：質問提出締切
- 平成29年6月 5日（月）予 定：質問回答（ホームページ）
- 平成29年6月20日（火）午後5時：参加申込及び企画提案書等の提出締切
- 平成29年6月28日（水）予 定：参加資格審査（書類審査）実施
- 平成29年6月29日（木）予 定：参加資格審査結果通知及びプレゼンテーション審査案内送付
- 平成29年7月13日（木）予 定：プレゼンテーション審査実施
- 平成29年7月18日（火）予 定：プレゼンテーション審査結果通知送付

### 6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 平成24年4月1日以降に、大学設置にかかる可能性及び実現性を明らかにするための調査業務を地方公共団体又は国立大学法人法に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法に規定する公立大学法人から受注した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

- (3) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 国税及び津山市税を滞納している者でないこと。
- (7) 法人格を有していること。
- (8) 業務の実施にあたり、地域創生戦略室と業務方針や内容について十分な協議ができること。

## 7. 提示書類

企画提案の募集にあたり、以下の書類を提示する。

No.	提示書類
1	企画提案実施要領（本書）
2	参加申込書 兼 誓約書（様式1）
3	企画提案書表紙（様式2）
4	営業実績書（様式3）
5	提案価格書（様式4）
6	業務協力契約予定書（様式5）
7	質問書兼意見書（様式6）
8	委任状（様式7）
9	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式8）
10	仕様書

## 8. 質問・回答

### (1) 提出方法

「質問書兼意見書（様式6）」によりファクシミリで事務局まで提出すること。なお電話で送受信の確認を必ず行うこと。ファクシミリ以外の方法による質問は受け付けない。

(2) 提出期限 平成29年5月31日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所 総合企画部地域創生戦略室のファクシミリ

FAX番号（0868）32-2152

- (4) 回答方法 津山市総合企画部地域創生戦略室のホームページにて公表  
アドレス：https://www.city.tsuyama.lg.jp
- (5) 回答日時 平成29年6月5日（月）予定

## 9. 参加申込・参加承認

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

### (1) 参加申込みに係る提出書類

No.	提出書類	区分	部数
1	参加申込書 兼 誓約書（様式1）	必須	1部
2	営業実績書（様式3）	必須	1部
3	委任状（様式7）※プロポーザルに係る委任	必要に応じて	1部
4	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式8）	必須	1部
5	法人の国税の納税証明書の写し	必須	1部
6	法人の津山市発行の市税等の完納証明書 （申請日から3か月以内の発効日のもの）	津山市に課税がある場合のみ	1部
7	登記事項証明書（現在事項証明）の写し	必須	1部
8	印鑑証明書（写し可）	必須	1部
9	財務諸表の写し（直近決算のもの）	必須	1部

### (2) 企画提案書にかかる提出書類

#### ア 提案書の内容

本業務に対する基本的考え方、業務実施体制、スケジュール、業務実績など業務提案にあたっての基本的事項を示すこと。また、事業の目的や趣旨、仕様書で求めている要件を過去の実績などを踏まえて提案を行うこと。

#### イ 提出書類

No.	提出書類	区分	部数
1	企画提案書 表紙：「企画提案書（様式2）」1部のみ押印 本編：任意様式	必須	7部
2	企画提案書に関する参考資料 任意の様式で【参考】と明示	任意	7部
3	これまでに携わった大学設置可能性調査関係資料	任意	7部
4	提案価格書（様式4）	必須	1部
5	業務協力契約予定書（様式5）	任意	1部

(3) 提出期間

平成29年6月20日(火)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(5) 提出場所

津山市総合企画部地域創生戦略室

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

TEL(0868)32-7001 FAX(0868)32-2152

(6) 参加承認

ファクシミリ及び郵送にて、平成29年6月29日(木)に参加資格審査結果を送付する。

## 10. 審査方法

本プロポーザルの審査は企画提案書及び見積書、企画提案にかかるプレゼンテーションを別紙「津山市公立大学設置可能性調査業務委託審査基準」に基づき審査し、最優秀提案者を特定する。

(1) 実施日

平成29年7月13日(木)を予定。ただし、プレゼンテーションの対象となる事業者が多数の場合、プレゼンテーションの開催日を複数に設定する場合がある。

※詳細は参加資格審査結果通知の際、企画提案事業者あてに通知する。

(2) 内 容

企画提案書の内容についての説明

提案内容に関する質疑

(3) 時 間

提案者説明 20分

質疑 20分

(4) 出席者

企画提案者を含め3名以内とする。

(5) その他

プレゼンテーションにあたり、以下の機器は本市にて準備する。説明用のパソコンはプロジェクターに接続可能なものを提案者にて準備すること。

ア プロジェクター(エプソンEB-S18)

イ スクリーン

ウ プロジェクター用コード

#### 1 1. 審査結果

審査の結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法 審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知時期 平成29年7月18日(火) 予定

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

#### 1 2. 契約

最優秀提案者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。なお、契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

#### 1 3. 情報公開

審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 最優秀提案者名(最優秀提案者以外の者は仮名で公表する)

(2) 評価順位及び点数

(3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定(開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの)に基づき開示しないものとする。

#### 1 4. 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

#### 1 5. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面(任意様式)により、辞退の旨を事務局あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、提出書類等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーションを欠席した場合
- カ 見積上限額を超えた提案価格の場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 最優秀者の評点が同点の場合においてはくじ引きにより決定する。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16. 問い合わせ先

津山市総合企画部地域創生戦略室（担当者：杉山，藤井）

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

TEL (0868) 32-7001 FAX (0868) 32-2152

E-mail sousei@city.tsuyama.lg.jp

(別紙)

津山市公立大学設置可能性調査業務委託審査基準

1. 評価項目及び配点

	評価項目	評価の視点	配点
組織評価	①業務遂行能力	業務を遂行するための体制が確保されているか。	10点
	②技術力及び実績	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか。また、本業務と類似又は同規模の業務を実施した実績があるか。	10点
	③実施体制	内容を踏まえ、適切に業務を実施できる体制か。	10点
担当者評価	④担当者評価	担当者の経験や実績・資格等はあるか。	10点
提案内容評価	⑤提案事項及び実施にあたっての取組方針	業務の理解度があるか	10点
	⑥業務の実施手続き	実施手続きを示す業務フローや実施スケジュール等は妥当か	10点
	⑦現況・課題への理解度	津山市の現状・課題への理解度は十分か。	10点
	⑧提案内容の的確性	提案内容は、要求している水準を満たしているか	15点
価格点評価	⑨見積書の価格	$(\text{配点}) - (\text{配点}) \times \{1 - (\text{最安値提案見積額}) / (\text{提案見積額})\} \times 2$	15点
合 計			100点

## 2. 企画提案書及び企画提案プロポーザル評価の判断基準

評価点	判断基準
5点	優れている
4点	やや優れている
3点	平均的
2点	やや劣る
1点	劣る

## 3. 評価点の算出方法

### (1) 評価項目①～⑧の評価点の算出方法

5人の各審査委員により、1の評価項目及び配点の各項目ごとに1点、2点、3点、4点、5点の5段階で評価する。

項目ごとの評価点は、【算出方法1】の計算式により得られた数値（小数点第2位以下を切り捨て）とし、その総和により合計評価点を算出する。

#### 【算出方法1】

$$\text{評価点} = \left[ \frac{\text{審査委員による評価点の合計}}{25*} \right] \times \text{配点}$$

※委員数（5人）×各委員の最高持ち点数（5点）

### (2) 評価項目⑨の評価点の算出方法

評価項目⑨については【算出方法2】の計算式により価格評価点を算出する。また、小数点第2位以下は切り捨てとする。

#### 【算出方法2】

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価配点}) - (\text{価格評価配点}) \times \{1 - (\text{最安値提案見積額} / \text{提案見積額})\} \times 2$$

## 4. 基準点の設定

合計点60点を基準点とし、審査の結果、いずれの提案者も基準点に満たない場合は、「適切な公募者なし」とし、再募集を行う。